

危険物製造所等廃止届出書

● 以下のような場合に提出をしてください。

- ・ **危険物施設を廃止する場合**
- ・ **危険物施設を使用しなくなった場合**

● 添付書類

共通に必要なもの

- ・ 完成検査済証（変更したものは変更完成検査済証）
【注意】紛失した場合は、予防課危険物係まで問い合わせください。
- ・ 危険物施設の撤去前、撤去中、撤去後の状況がわかる写真

タンクがある施設の場合

- ・ タンクプレート及びタンク検査済証

地下タンクを有する施設の場合

- ・ タンクプレート及びタンク検査済証
- ・ 工事前、タンク撤去または砂や水等の充填の写真（タンク内清掃、タンク掘り起こし時、タンク搬送時等）

● 届出時期

廃止したとき遅滞なく。（工事完了後届出）

【注意】なお、廃止工事を行う場合は、予防課危険物係へ問い合わせください。

問い合わせ先

高崎市等広域消防局 予防課 危険物係

電話 027-324-2214（土・日・祝日を除く、9時から17時）